

下呂市電子ポイント給付事業 加盟店募集要領

最終更新日 令和 5 年 6 月 19 日

1 概要

下呂市電子ポイント給付事業（以下、本事業）は、xID アプリ（xID 株式会社製スマートフォンアプリ）を利用したデジタル通知サービス普及策の一環として、スマートフォンに xID アプリをインストールし、下呂市からの通知設定を行った市民に対して、下呂市内で使用できる電子ポイントを給付する事業です。

電子ポイントはみずほ銀行が提供するスマートフォン決済サービス「J-Coin Pay」のボーナス機能を活用して給付します。なお、「J-Coin」を店舗で利用するためには、加盟店になる必要があり、加盟店に関する事務についてはこの要領に基づき行います。

2 電子ポイントについて

- （1）名称 下呂デジポイント
- （2）発行者 下呂市から委託を受けたみずほ銀行
- （3）対象者 スマートフォンに xID アプリをインストールし、下呂市からの通知設定を行った市民
（先着 9,600 名）
- （4）給付金額 一人 5,000 円
- （5）給付期間 令和 5 年 9 月 4 日から令和 6 年 2 月末日まで
- （6）利用期間 令和 5 年 10 月 1 日から令和 6 年 3 月末日まで
- （7）給付方法 「J-Coin Pay」で給付（xID アプリのデジタル通知を使って給付用 URL を通知）

3 取り扱いにおける厳守事項

- （1）下呂デジポイントを第三者へ転売・譲渡することはできません。
- （2）利用期間を過ぎた下呂デジポイントは利用できず、自動で失効します。
- （3）下呂デジポイントの紛失及び盗難に対し、下呂市はその責を負いません。

4 加盟店の参加資格

下呂市内の商工会に属する目づ、下呂市内にて店舗や事業所を営む事業者が対象です。下呂デジポイントの取り扱いを希望される事業者について、申込受付後、J-Coin の加盟店審査機関であるユーシーカード（以下、アクワイアラといいます）が審査を行います。

5 加盟店の責務等

J-Coin 加盟店規約に準拠してください。

本事業オリジナルポスター類を活用し、加盟店であることが明確になるよう努めてください。

6 加盟店登録手続きについて

(1) J-Coin Pay 既存加盟店事業者

商工会に属する J-Coin Pay 既存加盟店事業者は、本事業の参加企業となります。別途「下呂デジポイントオリジナル店舗掲示用ポスター」「下呂デジポイントオリジナルステッカー」を送付します。利用者に分かるよう掲示と貼付をお願いします。

(2) 上記(1)以外の新規取扱事業者

① 申込方法

本募集要領に同意の上、下呂市 HP に掲載している「加盟店募集フォーム」から必要事項を入力し、申し込んでください。

万が一、加盟店募集フォームの入力が困難な場合には、益田信用組合加盟店サポートデスク（0576-25-3166）までお問い合わせください。店頭窓口による入力サポートや紙面での申し込み方法をご案内します。

② 申込後の審査及び承認

本事業の加盟店契約は、みずほ銀行および益田信用組合が窓口として受付を実施し、ユーシーカードとの間でご締結いただきます。申込された事業者については、ユーシーカードが審査を行います。

審査後、ユーシーカードより随時、「J-Coin Pay サービス加盟店キット」が送付されます。送付をもって承認の連絡と代えさせていただきます。審査の結果、契約ができない事業者へのご連絡はいたしませんので、ご了承ください。

「下呂デジポイントオリジナル店舗掲示用ポスター」、「下呂デジポイントオリジナルステッカー」については、随時下呂市より送付いたします。上記 2 つのオリジナルキットが届き次第、ユーザーが保有する下呂デジポイントでの決済が可能となります。

③ その他

- i 下呂市内に複数の店舗がある事業者は、同フォームより複数店舗の申込ができます。最大、5 店舗まで。
- ii 5 店舗以上の複数の店舗がある場合は、別途申込方法をご案内しますので、募集要項の末尾に記載のみずほ銀行下呂デジポイント事務局の問い合わせ先までご連絡ください。

7 精算について

(1) 精算額

アクワイアラは、下呂デジポイントが使用された場合、事業者に対し、その金額に相当する金銭を振り込みます。

(2) 精算方法

特段、店舗にて実施していただくことはございません。「毎月 15 日締め、末日払い」「毎月末日締め、翌月 15 日払い」で指定の口座にアクワイアラから振り込みます。※加盟店募集フォームより口座の指定が可能です。なお、J-Coin Pay 既存加盟店事業者については上記の通りではなく、契約時の取り決めに従います。

8 加盟店の取消等

この「募集要領」に違反する行為が認められた場合、精算の拒否や加盟店の承認を取り消す場合があります。また、違反により損害が発生した際は損害金を請求する場合があります。

9 その他留意事項

- (1) 本事業に関する問い合わせについては、下呂市まちづくり推進部デジタル課（0576-24-2627）までご連絡ください。
- (2) J-Coin Pay に関する問い合わせ、店舗での利用等のお問い合わせについては、以下の「J-Coin サポートセンター」までご連絡ください。
- (3) 「募集要領」に記載されていない事項や、加盟店登録、の問い合わせについては、以下のみずほ銀行下呂市電子ポイント事務局までご連絡ください。※みずほ銀行で問い合わせの受け付けをした後、適切な協力会社や下呂市から折り返し連絡させていただくことがあります。
- (4) 加盟店情報（店舗名称、所在地等）は、下呂市のホームページ等により随時公表します。

10 お問い合わせ先

【加盟店申請に関すること、その他に関すること】

みずほ銀行下呂市電子ポイント事務局

gero.info@mizuho-bk.co.jp

※みずほ銀行で問い合わせの受け付けをした後、みずほ銀行、アクワイアラ、益田信用組合および下呂市から折り返し連絡させていただくことがあります。

※メール本文に、法人名・お問い合わせいただいた方のお名前・ご連絡先（電話番号）をご記載ください。

※土日祝日に受け付けたお問い合わせメールについては、営業日（平日）に返信いたします。

益田信用組合サポートデスク（加盟店申請に関することのみ）

0576-25-3166 電話受付時間：平日 9:00~17:00

【J-Coin Pay 加盟店にかかるお問い合わせ】

J-Coin Pay 加盟店さま向けサポートセンター

0120-823-876 電話受付時間：平日 9:00~21:00 / 土日祝 9:00~17:00